

平成19年度実施方針

エネルギー対策推進部

1. 件名 地域新エネルギー等導入促進事業
2. 根拠法 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第9号

3. 背景及び目的

<背景>

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保及びCO₂排出抑制等地球環境対策として、新エネルギー等の導入をより一層促進することが求められている。

新エネルギー等は一つ一つの設備容量が比較的小さいことから、地域分散型のエネルギーとして期待されており、地域におけるエネルギー賦存状況や気候風土、生活環境等の差異を踏まえたうえで地方公共団体が施策の担い手となることが有効である。

そこで、デモンストレーション効果の高い地方公共団体の新エネルギー等の導入を実現することにより、地方公共団体の積極的な取組みを全国的に波及させ、新エネルギー等の導入の加速的促進を図ることが必要となっている。

また、地方公共団体に加え、地域草の根レベルにおいても効果的な新エネルギー等の導入の加速化を図ることが必要となっている。

<目的>

この事業は、地方公共団体及び特定非営利活動法人（NPO法人）等地域密着型の営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「非営利民間団体」という。）が策定した地域における新エネルギー等の導入促進のための中長期的計画（以下「実施計画」という。）に基づき実施される「設備導入事業」並びに当該導入事業に関して実施する「普及啓発事業」を支援することで、新エネルギー等の導入の加速的な促進を図り、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

4. 事業内容

4-1. 事業概要

地方公共団体及び非営利民間団体が「実施計画」に基づき実施する「設備導入事業」並びに当該導入事業に関して実施する「普及啓発事業」について、必要な経費の一部又は定額を補助する。

4-2. 事業方針

< 補助要件 >

(1) 補助対象事業者

地方公共団体、非営利民間団体

(2) 補助対象事業

① 設備導入事業

「実施計画」に基づき実施される新エネルギー等の設備の導入事業

② 普及啓発事業

上記の「設備導入事業」に関して実施する普及啓発事業。

補助事業者は、上記設備導入事業と併せて、普及啓発事業を必ず実施することとする。

なお、補助対象事業は次に示した交付要件、規模要件を満たすものとする。

ア. 地方公共団体等が実施する場合

a) 交付要件

- ・ 「実施計画」に基づき実施される事業であること。
- ・ 事業の実施計画が確実かつ合理的であること。
- ・ 新エネルギー等の導入事業の実施によって、他の地方公共団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること。
- ・ 補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含む事業ではないこと。

b) 規模要件

別紙1参照

イ. 非営利民間団体が実施する場合

a) 交付要件

- ・ 「実施計画」に基づき実施される事業であること。
- ・ 補助対象事業者が、継続的な非営利活動実績または今後の継続的かつ具体的な非営利活動計画を有していること。
- ・ 営利を目的とした事業ではないこと
- ・ 事業の実施計画が確実かつ合理的であること。
- ・ 新エネルギー等の導入事業の実施によって、他の民間団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること。
- ・ 補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含む事業ではないこと。

b) 規模要件

別紙2参照

(3) 審査項目

次の審査項目について評価し、また地域バランス、新エネルギー等の種別のバランス等を踏まえ、総合的に審査する。

- ・他の地方公共団体、民間団体等に対する波及効果（経済性を高く評価する。）
- ・当該地域のエネルギー・環境対策への貢献
- ・地域、民間レベルにおける取組みとしての先進性

< 補助条件 >

(1) 平成19年度事業規模

石特会計：4,465百万円

※ 事業規模については、多少の変動がありうる。

(2) 補助率

① 地方公共団体等が実施する場合

1) 設備導入事業

補助対象経費の1/2以内〔又は1/3以内（地方公共団体の出資比率が50%以下の第3セクターが実施する事業もしくはPFI事業者が実施する事業の場合）〕。

ただし太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、天然ガスコージェネレーション（発電出力3,000kW以上）、クリーンエネルギー自動車、中小水力発電及び地熱発電については次の通りとする。

【太陽光発電】

補助対象経費の1/2以内〔又は1/3以内〕とNEDOが定める単位設備容量当たりの定額のいずれか低い額

【太陽熱利用】

補助対象経費の1/2以内〔又は1/3以内〕とNEDOが定める単位設備容量当たりの定額のいずれか低い額

【風力発電】

補助対象経費の1/2〔又は1/3〕以内

ただし、以下のa、bの両方を満たす場合に限る。a、bのいずれかを満たす場合は1/2〔又は1/3〕×0.9以内。いずれも満たさない場合は1/2〔又は1/3〕×0.8以内。

- a) IEC 61400-1の耐風強度クラスI以外の風車について、以下の基準を全て満たす場合
 - ・風車本体について、ハブ高さにおける風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度を有するものとする。
 - ・ヨー制御（パッシブ制御を含む）について、停電の際にも機能を十分確保できるものとする。
 - ・風向・風速計について、風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度を有するものとする。
- b) レセプタ及びダウンコンダクタについて、総電荷量600C、比エネルギー20MJ/Ωの雷電流を、ブレードを破損することなく、通電できるものとする。

【天然ガスコージェネレーション（発電出力3,000kW以上）】

補助対象経費の1/2〔又は1/3〕×（3000kW/一事業における発電出力の合計）以内

【クリーンエネルギー自動車】

以下のいずれか低い額を補助金とする。

- i) 各車両毎の導入費の1/2〔又は1/3〕
- ii) 各クリーンエネルギー自動車と対応する通常車両との価格差（既存の自動車を改造して製造したものにあつては改造費）の1/2〔又は1/3〕以内

【中小水力発電】

補助対象経費の1/2以内

【地熱発電】

補助対象経費の30%以内

2) 普及啓発事業

定 額（限度額2千万円：複数年度で行う場合の合計額）

※ 併せて行う新エネルギー導入事業補助金額の10%を上限とし、かつ単年度あたりの補助金額は500万円を上限とする。

② 非営利民間団体が実施する場合

1) 設備導入事業

補助対象経費の1/2以内。

ただし太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーション（発電出力3,000kW以上）、クリーンエネルギー自動車、中小水力発電及び地熱発電については次の通りとする。

【太陽光発電】

補助対象経費の1/2以内とNEDOが定める単位設備容量当たり定額のいずれか低い額

【太陽熱利用】

補助対象経費の1/2以内〔又は1/3以内〕とNEDOが定める単位設備容量当たりの定額のいずれか低い額

【風力発電】

補助対象経費の1/2以内

ただし、以下のa、bの両方を満たす場合に限る。a、bのいずれかを満たす場合は1/2×0.9以内。いずれも満たさない場合は1/2×0.8以内。

- a) IEC61400-1の耐風強度クラスI以外の風車について、以下の基準を全て満たす場合
 - ・風車本体について、ハブ高さにおける風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度を有するものとする。
 - ・ヨー制御（パッシブ制御を含む）について、停電の際にも機能を十分確保できるものとする。

- ・風向・風速計について、風速 70 m/s の風圧に十分耐える構造、強度を有するものとする。
- b) レセプタ及びダウンコンダクタについて、総電荷量 600 C、比エネルギー 20 MJ/Ω の雷電流を、ブレードを破損することなく、通電できるものとする。

【天然ガスコージェネレーション（発電出力 3,000 kW 以上）】

補助対象経費の 1/2 × (3000 kW / 一事業における発電出力の合計) 以内

【クリーンエネルギー自動車】

以下のいずれか低い額を補助金とする。

- i) 各車両毎の導入費の 1/2
- ii) 各クリーンエネルギー自動車と対応する通常車両との価格差（既存の自動車を改造して製造したものにあつては改造費）の 1/2 以内

【中小水力発電】

補助対象経費の 1/2 以内

【地熱発電】

補助対象経費の 30% 以内

2) 普及啓発事業

補助対象経費の 1/2 以内（限度額 2 千万円：複数年度で行う場合の合計額）

(3) 補助期間

単年度とする。

ただし事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り、最長 4 年間までを補助対象期間とする。

また普及啓発事業については、導入事業完了年度の翌年度 1 年間は実施可能。

(4) 採択予定件数

採択予定件数は定めずに、予算内で採択する。

4-3. これまでの事業実施状況

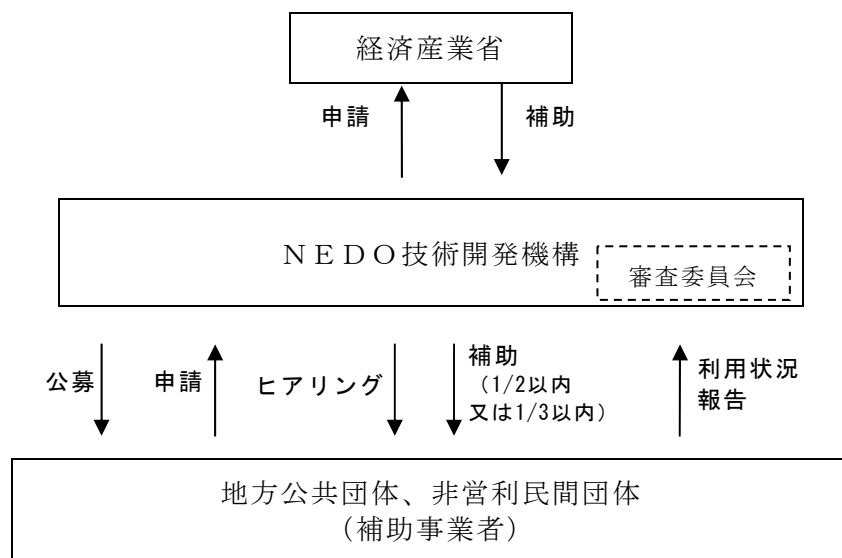
(交付決定額単位:百万円)

電特	H9		H10		H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		合計		
	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	
太陽発電	0	0	4	1	21	13	25	20	26	19	43	22	97	16	/	/	/	/	/	/	216	91	
風力発電	5	0	8	2	11	3	13	4	15	7	21	5	15	9	13	8	18	2	16	5	119	45	
燃料電池	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	4	0	
廃棄物発電	0	0	0	0	1	0	3	0	4	0	5	0	2	0	0	0	/	/	/	/	15	0	
バイオ発電	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	0	0	
合計	交付決定額	327	0	1,045	10	1,522	81	1,647	114	7,329	144	4,382	78	5,356	88	1,966	50	3,543	6	3,288	18	35,225	599
	件数	5	0	13	3	34	16	43	24	45	26	69	27	114	25	13	8	18	2	16	5	370	136

石特	H9		H10		H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		合計		
	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	導入	普及	
太陽発電	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	88	12	59	13	44	20	191	45	
太陽熱利用	0	0	1	0	3	0	3	1	6	1	11	1	12	1	12	2	17	0	11	0	76	6	
温度差エネルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然ガスエンジン	1	0	5	0	10	0	8	2	6	1	9	0	11	0	15	0	25	0	28	2	118	5	
燃料電池	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	
廃棄物発電	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	0	1	0	2	0	
廃棄物熱利用	0	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	0	
廃棄物燃料製造	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	
バイオ発電	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	0	0	0	1	0	
バイオ熱利用	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	1	0	3	0	5	0	9	0	
バイオ燃料製造	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	1	0	1	0	2	1	2	2	6	3	
外気温センサー自動車	1	1	3	2	4	4	0	7	13	10	19	10	23	12	24	7	30	1	38	34	155	88	
雪氷熱利用	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	0	5	1	0	0	1	1	2	0	11	2	
合計	交付決定額	115	2	587	15	869	4	1,557	21	3,033	36	2,529	25	1,470	20	4,669	32	4,214	87	3,835	29	22,878	271
	件数	2	1	10	2	19	4	13	10	28	12	46	11	52	14	141	21	139	103	132	58	582	149

5. 事業の実施方式

5-1. 実施体制



5-2. 採択方法

(1) 審査方法

補助事業者の選定・審査は、NEDO技術開発機構が、適宜ヒアリング等を実施し、要件等の適合性について審査を行い、また、必要に応じ、適合する申請を審査委員会（非公開・大学教授等有識者により構成）に諮り、その評価結果を参考に、本事業の目的の達成に有効と認められる補助事業者を決定する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

特段の事情がある場合を除き、公募締め切りから原則60日以内での採択決定を行う。

(3) 採択の通知

交付規程に基づき、採択者については交付決定通知を、不採択者については、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

(4) 審査結果の公表

採択案件については、補助事業者名、補助事業名等を公表する。また、審査委員会を開催した場合には、審査委員名についても、交付決定後に公表する。

6. その他重要事項

6-1. 評価

NEDO技術開発機構は、新エネルギー・産業技術業務方法書第40条及び事業評価実施規程に基づき、我が国の政策的観点、技術的観点及び事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、ユーザーアンケート等を活用した事業評価を平成19年度の事業終了後速やかに実施する。

6-2. 取得財産の取り扱い

取得財産等については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受けることとする。

6-3. フォローアップ

設備等の本格稼働後、最低4年間、稼働実績データの提出を求め、データ分析・状況調査等を行うことにより、稼働状況についてのフォローアップを行う。

7. スケジュール

7-1. スケジュール

- ・公募期間 : 平成19年3月下旬～5月上旬
- ・審査期間 : 平成19年5月上旬～7月中旬
- ・採択決定 : 平成19年7月中旬
- ・事業終了 : 平成20年2月末まで

※交付決定の状況により追加公募を行うこともあり得る。

7-2. 来年度の公募について

事業の効率的化を図るため、平成19年度中に平成20年度の公募を開始する。
(ただし、事業の内容は別途平成20年度実施方針で定める。)

【地方公共団体の場合】

1	太陽光発電	・太陽電池出力：10kW以上
2	風力発電	・発電出力：500kW以上 ・風況精査 ① 1年間以上の風況観測を実際に実施していること。 ② 観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする。
3	太陽熱利用	・有効集熱面積：100㎡以上 ・省エネ率10%以上（空調用途の場合）
4	温度差エネルギー	・熱供給能力：6.28GJ/h(1.5Gcal/h)以上 ・省エネ率10%以上 又は 総合エネルギー効率80%以上 ・温度差エネルギー依存率40%以上
5	天然ガスコージェネレーション	1. 高効率型天然ガスコージェネレーション設備 ・発電出力：10kW以上（単機発電出力は3000kW未満） ・省エネ率：①10kW以上500kW未満 10%以上 ②500kW以上 15%以上 ・高効率型天然ガスコージェネレーション設備の具体的設備としては、以下のもの若しくは技術面において以下のものと同様以上の新規性を有しているものをいう。 熱電可変型ガスタービン、リーンバーンガスエンジン、ミラーサイクルガスエンジン、再生サイクルガスタービン 2. 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備（地域熱供給、特定電気事業） ・設備能力：温・冷熱供給量41.86GJ/h(10Gcal/h)以上 ・省エネ率5%以上 ・天然ガスコージェネレーションの排熱依存率40%以上 1. 2. 共通 ・発電効率に係る以下の要件を満たすものを対象とする。ただし、原油換算50k1/年以上のバイオガスを燃料として利用する場合は、以下の要件より3%低い発電効率の設備も補助対象とする。 ・バイオガスの製造設備については、天然ガスコージェネレーション設備において原油換算50k1/年以上のバイオガスを燃料として利用する場合には補助対象とします。 ①ガスエンジン ・10kW以上100kW未満： 発電効率30%以上（60Hz）、30%以上（50Hz） ・100kW以上300kW未満： 発電効率33%以上（60Hz）、34%以上（50Hz） ・300kW以上500kW未満： 発電効率37%以上（60Hz）、37%以上（50Hz） ・500kW以上1000kW未満： 発電効率40%以上（60Hz）、40%以上（50Hz） ・1000kW以上3000kW未満： 発電効率41%以上（60Hz）、41%以上（50Hz） ②ガスタービン 発電効率23%以上

6	燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ・発電出力：50 kW以上 ・省エネ率：10%以上
7	バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率：60%以上 1. 蒸気タービン方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率：10%以上 2. その他の発電方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率：20%以上 ・発電出力：10 kW以上
8	バイオマス熱利用	<ol style="list-style-type: none"> 1. バイオマス利用型製造設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス熱利用量：高炉の場合 12.56 GJ/h(3 Gcal/h)以上 セメントキルンの場合 25.12 MJ/t (6,000 kcal/t)以上 2. 熱供給設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率：60%以上 ・バイオマスから得られ、利用される熱量：1.26 GJ/h (0.3 Gcal/h)以上 3. バイオマスコージェネレーション設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率：60%以上 ・発電出力：10 kW以上 ・省エネ率：10%以上
9	バイオマス燃料製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. メタン発酵方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量：300 Nm³/日以上 ・発熱量：18.84 MJ/Nm³ (4,500 kcal/Nm³)以上 2. メタン発酵方式以外 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率：60%以上 ・エネルギー回収率：50%以上 ・発熱量：固形化 12.56 MJ/kg(3,000 kcal/kg)以上 液化 16.75 MJ/kg(4,000 kcal/kg)以上 ガス化 4.19 MJ/Nm³(1,000 kcal/Nm³)以上
10	雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
11	クリーンエネルギー自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・車種：電気自動車（ハイブリッド自動車を含む。）、天然ガス自動車（ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車の小型・普通乗用車は対象外とする） ・台数：乗用車5台相当以上 (注：天然ガス自動車の燃料としては、天然ガス（含むバイオガス）とする。) <p>なお、自動車の導入と併せて行われる充電設備、天然ガス充填設備の設置も対象とする。</p>
12	中小水力発電	出力1000 kW以下
13	地熱発電	地熱資源である熱水（水蒸気を含む）を著しく減少させない発電の方法に限る

注：本基準は、経済産業省との協議により、変更される場合がある。

【非営利民間団体の場合】

(別紙2)

1	太陽光発電	・太陽電池出力：10kW以上
2	風力発電	・規模、効率要件なし ・風況精査 ① 1年間以上の風況観測を実際に実施していること。 ② 観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする。
3	太陽熱利用	・規模要件なし ・省エネ率10%以上（空調用途の場合）
4	温度差エネルギー	・温度差エネルギー依存率40%以上
5	天然ガスコージェネレーション	1. 高効率型天然ガスコージェネレーション設備 ・単機の発電出力：3000kW未満 2. 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備（地域熱供給、特定電気事業） ・天然ガスコージェネレーションの排熱依存率40%以上 ・単機の発電出力：3000kW未満 1. 2. 共通 ・バイオガスの製造設備については、天然ガスコージェネレーション設備において原油換算50k1/年以上のバイオガスを燃料として利用する場合には補助対象とします。
6	燃料電池	・規模、効率要件なし
7	バイオマス発電	・バイオマス依存率：60%以上 1. 蒸気タービン方式 ・規模、効率要件なし 2. その他の発電方式 ・規模、効率要件なし
8	バイオマス熱利用	1. バイオマス利用型製造設備 ・規模、効率要件なし 2. 熱供給設備 ・バイオマス依存率：60%以上 3. バイオマスコージェネレーション設備 ・バイオマス依存率：60%以上
9	バイオマス燃料製造	1. メタン発酵方式 ・規模、効率要件なし 2. メタン発酵方式以外 ・バイオマス依存率：60%以上 ・エネルギー回収率：50%以上
10	雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
11	クリーンエネルギー自動車	・車種：電気自動車(ハイブリッド自動車を含む。)、天然ガス自動車(ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車の小型・普通乗用車は対象外とする) ・自動車の導入と併せて行われる充電設備、天然ガス充填設備の設置。(1台につき1設備に限る。) ・自動車検査証または標識交付証明書を取得する予定の車両であること。(オフロード車は除く) ・新規登録車又は新規届出車であること。(中古車は除く) ・自家用自動車(白ナンバー)であること。 ・二輪車、三輪車及び産業車両は対象外

12	中小水力発電	出力1000kW以下
13	地熱発電	地熱資源である熱水（水蒸気を含む）を著しく減少させない発電の方法に限る

注：本基準は、経済産業省との協議により、変更される場合がある。